

令和6年8月6日
午後2時

外国人特有の事情に配慮した就労環境を整備する事業に「一関市外国人就労者にやさしい職場環境整備事業費補助金」を交付します

市内事業所で働く外国人就労者の職場定着を図るため、本年度から「一関市外国人就労者にやさしい職場環境整備事業費補助金」を創設し、事業者が行う外国人特有の事情に配慮した就労環境の整備を行う事業に要する経費に対し、補助金を交付します。

1 交付対象事業者

次の要件を全て満たす者

- (1) 家族以外の従業員を雇用している
- (2) 外国人就労者を現に雇用し、今後も継続して雇用する予定があるまたは年度内に新たに外国人就労者を雇用する具体的な計画がある
- (3) 年度末日に市内在住の外国人就労者を雇用している
- (4) 過去3年度に国または地方公共団体の各種助成金等の不正受給をしていない
- (5) 暴力団、暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が、経営や運営に関係していない
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する接待飲食等営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行ったり、営業の全部や一部を受託して営業を行ったりしていない
- (7) 過去3年度に市税の滞納がない

2 対象事業

年度末日をもって完了する次に掲げる事業

- (1) 外国人就労者への日本語教育など

(2) 事業所内の異文化理解のための教育・研修

(3) 翻訳機の導入

(4) 社内規程などの多言語化

(5) その他市長が必要と認める事業

※ 申請書提出時に既に着手されている事業や市、国、他の団体などから同様の補助金などの交付を受けている事業は対象外です

3 対象経費

外国人特有の事情に配慮した就労環境の整備を行う事業に要する謝金、旅費、資機材費、委託料その他市長が認める経費

※ 消費税及び地方消費税相当分は、補助対象経費から除くものとします

4 補助金の額

補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（千円未満切捨）

※ 上限は5万円。1事業主につき年度内1回限りとします

5 予算額

430千円

6 申請方法

事業着手前に、申請に必要な書類を本庁商政・労政課にメールで提出してください。

※ 事業認定申請書の様式は市ホームページからダウンロードできます

7 その他

その他詳細については、別紙パンフレットまたはホームページを確認してください。

問い合わせ先 一関市役所

〒021-8501 岩手県一関市竹山町7番2号

商工労働部商政・労政課労政係 主任主事 小野寺 裕香

電話：(0191)21-2461 (ダイヤル)

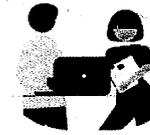
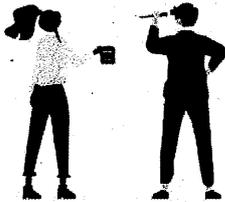
FAX：(0191)31-3037

メールアドレス：rodoscisaku@city.ichinoseki.iwate.jp



令和6年度 新規 事業

外国人就労者にやさしい 職場環境整備事業費補助金



市内の事業所で働く外国人就労者※の職場定着を図るため、
事業者が行う外国人特有の事情に配慮した就労環境の整備にかかる経費を補助します。

※ 外国人就労者は技能実習、特定技能、技術・人文知識・国際業務などの出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表に掲げる在留資格を持つ外国人就労者を指します。

▶ 対象事業者

以下のすべての要件を満たす者

- ✓ 市内に事務所または事業所がある
- ✓ 家族以外の従業員を雇用している
- ✓ 外国就労者を現に雇用し、今後も継続して雇用する予定または年度内に外国人就労者を雇用する具体的な計画がある
- ✓ 年度末日に市内在住の外国人就労者を雇用している
- ✓ 過去3年度に国や地方公共団体の各種助成金等の不正受給をしていない
- ✓ 暴力団、暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営や運営に関係していない
- ✓ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する接待飲食等営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行ったり、営業の全部や一部を受託して営業を行ったりしていない
- ✓ 過去3年度に市税の滞納がない

▶ 対象事業

補助金交付年度の末日をもって完了する以下の事業 ※ 既に着手している事業や他の補助金等を受けている事業は対象外です

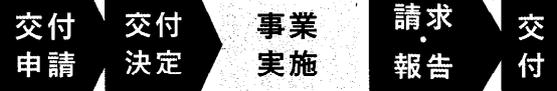
- ① 日本語教育等の実施
- ② 異文化理解のための教育・研修
- ③ 翻訳機の導入
- ④ 社内規程等の多言語化
- ⑤ その他市長が必要と認める事業

▶ 補助金の額

対象経費の **2分の1 (上限5万円)**

※ 1事業者につき同一年度1回限り

▶ 申請方法



※ 事業実施前の申請が必要です

▶ 問い合わせ先

一関市役所商工労働部
商政・労政課

Tel : 0191-21-8461 Fax : 0191-31-3037
mail : rodoseisaku@city.ichinoseki.iwate.jp